

「ひであきレポート」年金特集発行 伊藤ひであき事務所

年金記録問題についてお答えします

Q: 相談用の専用電話がつながりにくい

A: 公明党の要請を受け、人員を大幅に増強へ
24時間・土日に対応の「ねんきんあんしんダイヤル」0120・657830は、非常に多くの電話が集中し、かかりにくくなっています。
そのため、社会保険庁は、電話相談の対応席数を大幅に増強します。公明党が政府に要請していました。

Q: 長時間待たされる相談窓口もあるようだが

A: 社会保険庁のホームページで混雑状況が分かる
社会保険庁のホームページでは、各社会保険事務所の最近の混雑状況を掲載しています。年金相談は、どの社会保険事務所でも受けられますので、混雑の少ない事務所、時間帯を選んで利用してください。

<http://www.sia.go.jp/sodan/madoguchi/nenkin/konzatu.htm>

年金セミナー開催！

日時: 7月1日(日)午後6時30分
場所: あいトピア(前畑町)2階研修室

〔主な内容〕

年金は消えたのか
なぜ5千万件もの年金記録が宙に浮いたのか
なぜ記録漏れが起きたのか
インターネットでどのように調べるのか
これから年金はどうなる

こうした皆様のご心配に精一杯お答えします。個別相談もお受けします。年金手帳持参ください。 <<主催: 豊橋の福祉を進める会>>

Q: 納付証拠がない人への支給の是非を判断する基準は

A: 公明党の主張通り、第三者委員会が認定基準を明らかにする

領収書などの証拠がない人については、総務省に設置する第三者委員会で一定の認定基準をつくることを総務相が表明しました。公明党が主張していたものです。
この委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はそれを尊重して記録の訂正を行います。

Q: 既に死亡した人に支給漏れがあった場合は

A: 未支給分は全額、遺族に補償

受給権者が死亡していた場合、その故人に未支給の年金があれば、生計を同じくしていた一定の遺族は、未支給年金の受け取りを請求できます。与党の「時効特例法案」では、故人の記録が訂正された場合、未支給の年金も時効が撤廃されます。なお、同法案が成立すれば、支給漏れ分は今年8、9月ごろにも支払われる予定です。

Q: インターネットで年金加入状況を確認できるか

A: 本人確認できれば24時間365日、利用可能

インターネットでも年金加入状況を照会できます。インターネット(別掲)で申し込み、本人確認を行った上で、ユーザーID・パスワードが本人に郵送され、その後は24時間365日、インターネットで記録の確認が可能です。
<https://www3.idpass-net.sia.go.jp/neko/action/index>



Q: 老親に代わって家族が相談に出向いても大丈夫か

A: 老親の依頼状と代行人の身分証明があればOK

年金の相談は、本人の依頼があれば家族や友人でもかまいません。ただ、本人からの依頼状が必要です。依頼状は、特に定めた用紙はありません。相談には、基礎年金番号や代行人の身分証明書などが必要ですので、事前に社会保険事務所に確認してください。

7月1日、夜6時半あいトピアでの「年金セミナー」にぜひお越しください